大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和 7年 7月 4日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ゲンキー富船店名古屋市中川区富船町 3丁目 1番 1及び 1番 2

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

変更前	変更後
名古屋市中川区富船町 3丁目 1番	名古屋市中川区富船町 3丁目 1番
地の 1及び 1番地の 2	1及び 1番 2

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
三菱UF J 信託銀行株式会社	三菱UF J信託銀行株式会社
代表取締役 長島 巌	代表取締役 窪田 博
東京都千代田区丸の内一丁目 4番	東京都千代田区丸の内一丁目 4番
5号	5号

3 変更の日

- (1) 所在地については、令和7年6月20日
- (2) 設置者については、令和7年4月1日

- 4 変更した理由
 - (1) 所在地については、誤記修正のため
 - (2) 設置者については、代表者変更のため
- 5 届出の日令和 7年 6月20日
- 6 届出書の縦覧場所名古屋市経済局商業・流通部地域商業課(名古屋市役所本庁舎 5階)
- 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 7年 7月 4日から同年11月 4日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例(平成 3年名古屋市条例第36号)第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗 を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項に ついて意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意 見書の提出によりこれを述べることができます。
- 9 意見書の提出期限及び提出先

令和 7年11月 4日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業·流通部地域商業課